

第23期第33回新居浜市農業委員会総会議事録

1 会議の日時及び場所

(1) 会議の日時 令和2年1月6日(月曜日) 13:30~15:20

(2) 会議の場所 市庁舎5階 大会議室

2 会議に出欠席した委員数及び氏名等

(1) 農業委員

第1番	山下 元	第10番	藤田 幸隆
第2番	石山 敏夫	第11番	近藤 美喜男
第3番	藤田 幸正	第12番	小野 春雄
第4番	岩崎 紀生	第13番	曾我部 英敏
第5番	小野 義尚	第14番	合田 有良
第6番	寺尾 俊行	第15番	池田 辰夫
第7番	横井 直次	第17番	渡邊 勝俊
第8番	藤田 健太郎	第18番	松本 勝美
第9番	矢野 重明	第19番	山口 三七夫

(2) 農地利用最適化推進委員

第2番	岡田 充	第10番	眞鍋 哲哉
第3番	岡部 正明	第11番	寶田 正司
第4番	村上 壽一	第12番	守谷 博明
第6番	井下 八郎	第13番	飯尾 象司
第7番	高橋 眞次	第14番	西原 實一
第8番	宇野 賀津美	第15番	久枝 啓一
第9番	田坂 健次		

(3) 欠席委員 3人

農業委員	第16番	伊藤 慎吾
推進委員	第1番	神野 克史
推進委員	第5番	高橋 繁

3 会議に出席した事務局職員

事務局長	藤田 和則	事務局次長	近藤 明美
農地係長	田中 賢禪	主任	井上 貴清
主事	池田 有里	臨時職員	齊藤 麻里

4 傍聴者

なし

5 議事日程

農地関係 農地法第3条、第4条、第5条申請関係等の審議について
農政関係 新居浜市農業施策に関する意見書の作成について



13時30分開会

藤田事務局長

御起立ください。礼。御着席ください。

総会に先立ちまして、委員の出席状況を御報告いたします。農業委員18人・推進委員13人でございます。よって、過半数に達しており、この会が成立していることを御報告いたします。

それでは、会長よろしく申し上げます。

藤田会長

皆さん、新年あけましておめでとうございます。本年もよろしくお願いたします。今年、我々23期の任期も7月19日で終わることでございます。後、残されている仕事として農地基本台帳調査、5月くらいに市長に対しての意見書の提出をする意見書案の作成が残っております。任期満了まで今までどおりお力添えをいただきたいと思います。それと、今年の子の年ということで年が一回りして返ってきて、子の年は繁栄する。物事の始まりと言われております。いろいろなことでいい年になるようにと期待をいたしたいと思っております。

それでは、ただいまから第33回新居浜市農業委員会総会を開会いたします。

まず、農地関係の議案につきましては、議案第1号から議案第5号までとなっております。農政関係は、「新居浜市農業施策に関する意見書について」を議題といたします。

なお、本日の議事録署名委員でございますが、会議規則第19条の規定により、会長において曾我部 英敏委員と合田

有良委員を指名いたします。両委員さんよろしくお願いたします。

これより農地関係の議案の審議に入ります。議案書目次をお開きください。

議案中、第1号から第3号は決議事項、第4号及び第5号は意見事項となっております。加えまして報告事項1件、参考事項が1件ございます。

1 ページをご覧ください。

議案第1号「農用地利用集積計画について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

池田主事

議案第1号につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画でございます。内容といたしましては、田10筆、畑4筆、合計面積13,120平方メートルでございます。

2 ページをお開きください。

申請人は、1番の(1-1)さんから6番の(1-6)さんの6件です。内訳といたしましては、期間3年3か月間が3件、4年3か月間が1件、5年3か月間が1件、10年3か月間が1件。利用権の種類は、すべて使用貸借、新規設定となっております。

以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である、農用地利用集積計画の内容が新居浜市の基本構想に適合するものであること及び、対象農地の関係権利者の同意が得られていることの各要件を満たしております。ここで議案5番の(1-5)さんについて、補足させていただきます。年齢は42歳です。今までは母親の稲作等の手伝いをしていましたが、今回独立したいとのことで、昨年11月に新規就農者の認定を受けられました。議案書に記載のとおり、母親の土地を借り受けて耕作する予定です。当初は補助金の給付を受け、近隣の知人や県の指導員の協力を得ながら、里芋と水稻及びいちごの栽培を予定しており、将来

的には人・農地プランの中心経営体となり、いちごを主にしたい旨を農林水産課より聞いております。ご審議の程よろしくお願い致します。

藤田会長

ありがとうございました。

以上、1番から6番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第1号「農用地利用集積計画について」を原案のとおり決定させていただきます。

4ページをお開きください。

議案第2号「農地の使用貸借権設定について」と議案第3号「農地の所有権移転について」は関連しておりますので、一括して議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

井上主任

議案第2号につきましては、農地法第3条第1項の規定による農地の使用貸借権設定で、第1番の1件でございますが、先程会長から説明がありましたとおり、議案第3号第1番の所有権移転につきましても、譲受人が同一ですので、あわせて説明させていただきます。

5ページをお開きください。議案第2号第1番は、下泉町一丁目、畑、3筆、1,605平方メートル、続いて7ページをお開きください。議案第3号第1番は、下泉町一丁目、畑、1筆、271平方メートル、譲受人は市内在住の(2-1)さんです。

譲受人は、現在1.3反ほどの農地を耕作しており、今回、農業経営規模拡大を目的に申請地を借入、及び取得する目的で、農地法第3条申請が提出されたもので、作付けは季節野菜を予定しております。

議案第2号第1番及び議案第3号第1番の許可要件につきましては、議案書に記載のとおり、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離などをみても問題がないこと、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、許可要件をすべて満たしております。

なお、お手元に農地法第3条第2項第1号から第7号までの許可要件について調査書を配布させていただいております。1ページ目となっておりますので、併せてご覧いただきますようお願いいたします。ご審議の程よろしく願います。

藤田会長

ただいまの説明に係る現地調査の結果並びに補足説明につきましては、地元委員であります、近藤 美喜男委員から報告をいただきます。近藤委員お願いします。

近藤委員

調査に伺ったのですが、両土地とも草1本生やすことなく、耕作していない時には保全管理をしております。今回購入される場所は(2-1)さんの家の直ぐ横、現在所有している土地と隣接しております。借り受けするところは家の近くであり、田まで5分くらいで行ける場所です。今現在、耕作はされていないのですが、保全管理は十分にされており(2-1)さんが借り受けても十分耕作していける状態にあります。規模拡大ということで承認をよろしくお願い致します。

藤田会長

ありがとうございます。以上、議案第2号及び議案第3号について質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第2号「農地の使用貸借権設定について」と議案第3号「農地の所有権移転について」を原案のとおり決定させていただきます。

8ページをお開きください。

議案第4号「農地の転用について」を議題に供します。事務局から議題の説明をお願いします。

田中農地係長

議案第4号は、農地法第4条第1項の規定による農地転用の申請で、申請件数は2件です。

9ページをご覧ください。

1番、大生院字栗林、畑1筆、申請人は、(4-1)さん。

内容は、貸し露天駐車場、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断されます。

2番、萩生字旦ノ上、畑1筆、申請人は、(4-2)さん。

内容は、太陽光発電施設、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断されます。

以上、1番及び2番の事案の一般基準につきましても、転用行為が遂行される確実性などが申請書および土地改良区の意見書等の添付資料によって認められることを、事務局よりご報告させていただいて、ご審議の程よろしく願います。

藤田会長

ありがとうございました。以上、1番及び2番について質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第4号「農地の転用について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。

10ページをお開きください。

議案第5号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を議題に供します。事務局から議題の説明をお願いします。

田中農地係長

議案第5号は、農地法第5条第1項の規定による農地転用の申請で、申請件数は18件です。

11ページをご覧ください。

1番、御蔵町、畑2筆、譲受人は、(5-1)さん。内容は、児童養護施設553.00平方メートル、一体利用地として、雑種地547.00平方メートルがあり、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

2番、御蔵町、畑2筆、譲受人は、(5-2)さん。内容は、露天駐車場、一体利用地として、宅地231.00平方メートルがあり、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

3番、郷三丁目、田1筆、譲受人は、(5-3)さん。内容は、自己住宅81.98平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、使用貸借権で期間は永年です。

12ページをお開きください。

4番、大生院字戸屋鼻、畑1筆、譲受人は、(5-4)さん。内容は、自己住宅63.76平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

5番、萩生字河ノ北、畑1筆、譲受人は、(5-5)さん。内容は、太陽光発電施設、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

6番、八幡一丁目、畑1筆、譲受人は、(5-6)さん。内容は、建売住宅(1戸)61.27平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

13ページをご覧ください。

7番、上原一丁目、畑1筆、譲受人は、(5-7)さん。内容は、寄宿舎105.70平方メートル、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

8番、阿島二丁目、田2筆、譲受人は、(5-8)さん。内容は、自己住宅97.05平方メートル、農地区分は、

その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、使用貸借権で期間は永年です。

9番、東田一丁目、畑1筆、譲受人は、(5-9)さん。

内容は、自己住宅136.63平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

14ページをお開きください。

10番、船木字東国領、田2筆、譲受人は、(5-10)さん。内容は、露天駐車場、農地区分は、上水管・下水管が埋設されている道路の沿道の区域であって申請地から概ね500m以内に市立船木小学校及び市立船木中学校が存在するため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

11番、国領一丁目、畑2筆、譲受人は、(5-11)さん。内容は、建売住宅(1戸)62.92平方メートル、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

12番、萩生字治良丸、田1筆、譲受人は、(5-12)さん。内容は、太陽光発電施設、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

15ページをご覧ください。

13番、萩生字治良丸、田3筆、譲受人は、(5-13)さん。内容は、太陽光発電施設、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

14番、萩生字治良丸、田1筆、譲受人は、(5-14)さん。内容は、太陽光発電施設、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

15番、八雲町、田2筆、譲受人は、(5-15)さん。内容は、宅地分譲(9区画)、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、千平方メートル以上の土地に建築物を建設する予定であることから、開発許可が必要となり、区分は、所有権移転です。

16ページをお開きください。

16番、庄内町五丁目、畑2筆、譲受人は、(5-16)さん。内容は、自己住宅62.10平方メートル、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

17番、庄内町五丁目、田1筆、譲受人は、(5-17)さん。内容は、宅地分譲(7区画)、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、千平方メートル以上の土地に建築物を建設する予定であることから、開発許可が必要となり、区分は、所有権移転です。

18番、阿島四丁目、田3筆、譲受人は、(5-18)さん。内容は、太陽光発電施設、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

以上、1番から18番の事案の一般基準につきましても、転用行為が遂行される確実性などが申請書および土地改良区の意見書等の添付資料によって認められることを、事務局よりご報告させていただいて、ご審議の程よろしく願います。

藤田会長

ありがとうございました。以上、1番から18番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。はい、横井委員さん。

横井委員

太陽光発電なのですが、うちの改良区では一応しないという話ですが、当の本人から誓約書を提出してもらい受付はしましたが、それを守ってくれない。農家の方とのめごとが多い、総会で賛成しているので反対もできないです。どうしたらいいのか聞きたいです。

田中農地係長

何度も申し上げておりますように、農地法上は、書類審査になりますので、我々の立場で良いとも悪いとも言えません。地元の意見として、誓約書を守らないというのは民民のお話になってくるので、我々が良いとも悪いとも言える立場ではありません。この会で答えを求められても出ませんというのが答えになってしまいます。

藤田会長

申請書類がそれなりの農地法、転用に基づいて上がってくる、今説明にもありましたように受付けないわけにはいかない。横井委員さんが心配されているように、転用されると農地ではなくなる。それぞれの改良区で3,000平方メートル以上の農地の転用になってくると隣接の会長等の審議委員が現地調査に入っていきます。私も何度か行ったことがあります。農業委員会事務局が土地改良区から出てきたものを受付けてそれを県の農業会議に送る、農業会議の方から送ってきた分をもう一度県の方へ、審議のための調査に入るのですが我々が行ってよく言うのが他のことについては農地法ですから隣接の農地に対してどのような影響があるかと、以前は原発の事故以来、代替エネルギーの確保ということでソーラー発電が手っ取り早いと皆さんが取り組まれ、その当時は設置されるのにきっちりと擁壁もしてパネルを置く台もされて農地も砂利を敷いたりされていたのですが、それがどんどん売電価格が下がってパネル代は安くなってきた、寿命も延びてきますということをよく聞きます。その場の農地の状態のままでパイプを立ててとか、ブロックを置いてパネルを設置しますとか、その後どうするのかと聞くと、砂利も入れないでそのままパネルを設置しますと、後々草が生えて敷地の中に生える分に関してはいいのですが、隣接の所に生えたらどうするのかと聞くと、やりますとかいい返事が返ってこない場合は許可できないとか、地元の改良区とどういった話になっているのかと聞くと協議はできていますと言われます。後の約束の履行がないということに対して許可を取り消すことはできるかという、1度出たものに関しては聞いたことがないです。今、農業会議の常設審議会の中でもこの最近になって南予の方でこういったことはどうなのですか、パネルの設置について等の質問があり、国も県の農業会議にも働きかけて相談したとしても国が代替エネルギーの確保ということで経産省が旗を振る、農水省の関係では農地が

そんなことでは困ると、何か規制をかけられないのかとよく言われます。農林水産部の方も言えない、上島町で何年か前に独自で条例を作ったらしく条例を作った年に1件だけ申請がありそれ以来申請はございませんというような、上島町は農地法だけではなく地域の1つの融和ということで、地域の振興のためにお金を出すというのはあったのですが、この最近は全く申請がないと、愛南町もいろいろな規制を掛けるために条例をとっていたのですが、それは成立していないということで、よく言われるパネルは南に向けますから南に住んでいる方が反射するとか、これができることによってその地域が遊水地になっていたとか、逆に雨が降り水が流れた時に農地としてはいいのですが、一挙に水が流れて行くというようなことにも繋がるのでそうなる困る。地域で規制をとられますが、今のところそれに対しての取り組み、決まりは上がってこない、売電価格は下がってきたので今残っているのは枠を持っている方が何とか期限内にやろうということで、これからはもっと減ってくるだろうと陰では言われております。事業が成り立たないと皆さん行わないし、売電価格の枠の中でパネルを設置したい。特に新居浜市でも多喜浜、萩生、大生院とかで増えている、なかなか農地を守ることが苦しい、それだったら土地の値打ちも下がってきているので相続して持っていて管理ができない、だから思い切って手放すということが多いです。改良区で地域の方々が許可をしているのだから、守ってくださいと働きかける、そういうことしか今のところできないのではと思います。やります、守りますということで許可を受けたのですからそれを守ってほしいと粘り強く働きかけていくのが1番かと感じます。

はい、寺尾委員。

寺尾委員

行政書士ではなく、事業者に来てもらい事業者と直接話をしないと私は信用しないです。とにかく行政書士は申請したらそれで終わり、事業者と直接会って話をしない

といけないと思います。

藤田会長

行政書士は申請代理人ですから最終的には組織の改良区、本人が困るから来てほしいなど働きかけるのも一つではないかと思います。いずれにせよ、入口での隣接の方、改良区の方達が組織として踏ん張っていただかないとなかなか難しいのではないかと思います。はい、横井委員さん。

横井委員

もう一つ聞きたいのですが、太陽ソーラーとして申請した時は太陽ソーラーをしないと書き換えは出来ないんですよ、3年経っても。

田中農地係長

変更申請があれば可能です。また、この会に出して3年とかのしがらみはございません。計画が変れば計画変更の申請はいただけます。それをいただかないうちは農地法上外れてないと、太陽光発電をしようとしたけれども割に合わないので駐車場にしたいとか、そういった場合であれば変更申請をされ許可を取得できれば可能になってきます。

横井委員

おそらく、太陽ソーラーをしないのがほとんどだと思います。

藤田会長

今まで許可が下りて設置をしていなくてもその次の年の1月現在で課税が高くなってくるのでびっくりされると思います。はい、合田委員。

合田委員

情報が入っていたら教えてほしいのですが、今年から太陽光パネルの設置申請は出来ないと専門家の方から聞いたのですが、農業委員会事務局の方にはそういうお話は聞いておりませんか。

田中農地係長

今の時点では聞いておりません。新規がいけないなどは聞いてないですね。

藤田会長

はい、渡邊委員。

渡邊委員

そういった類似の話を私も聞きまして、〇〇に太陽光発電用に売った方がおりまして、その隣の方も売ろうかという話をしていたら〇〇の方が太陽光の方が申請をしても通らないというか、買い取り電力が安くなって割に合わないのもう買いませんと断られたと言っておりました。

藤田会長

枠があって以前は枠を持っているから何とかパネルを設置したいというようなことで、新しくなってくると枠がいっぱいで余裕がないからできないというようになるのではないかと思うのですが。はい、合田委員。

合田委員

そういうような申請が来た時に、あなたは今までの契約の枠内の中の事業ですかと聞けるのですか。

田中農地係長

その前に申請書の中に四電との契約ですとか、添付資料としてついてきますので、それが無い時点で受付できない、四電が受けているもの申込書なり回答書が必須書類となっておりますのでそちらで確認しておりますからそちらが付いて無いものについては逆に受付ができないですということになります。確認という意味でいうと、そこでちゃんと契約をしている、だから許可しても大丈夫だろうということになるので、そこが付いて無い時点で現実性が認められないということで、四電と契約をしてきてくださいという話になります。もしかすると四電の方で買い取りはできませんよと言われているのかもしれない、申込書自体がつけられない、新規が受けられないという話になっているのかと思ったのですが、私の方には直接新規を受けませんよなどの話はきていないです。以上です。

藤田会長

他に御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第5号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。

17ページをご覧ください。

報告事項「農地所有適格法人の平成30年度事業報告について」です。事務局から報告をお願いします。

井上主任

令和元年10月7日開催の総会にて是正勧告を行った(6

－ 1) につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画について（6－2）より出資を受ける旨、変更計画を提出し、令和元年11月28日付けにて内容が認定されました。

これにより、構成員となっている（6－2）が農業経営基盤強化促進法第14条で農地法の特例として定めている関連事業者となることから、議決権要件については是正がされ、農地法で定める農地所有適格法人の要件のすべてを満たすことになりましたので、その旨ご報告させていただきます。

藤田会長

ありがとうございました。18ページをお開きください。

参考事項は、農地法第18条第6項の規定による合意解約についての参考事項ですので、お目通しをお願いします。以上をもちまして、農地関係の議案の審議がすべて終了いたしました。よって、これをもちまして暫時休憩いたします。なお、14時25分から総会を再開いたします。

（休憩）

藤田会長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより農政関係の議題に入ります。本日は、ご案内しておりましたとおり「新居浜市農業施策に関する意見書の作成について」を議題といたします。

昨年9月の総会において、第23期の意見書の軸となるテーマについて協議を行い、担い手の確保と育成、地産地消の推進と食育の充実、有害鳥獣対策支援策の強化、計画的な農業生産基盤整備の実施という4つのテーマに決定しました。本日は、第23期委員として、どのようなことを関係行政機関等に対する意見として提出していくか具体的な内容について話し合いたいと思います。

それでは、資料について事務局から説明いたさせます。

近藤事務局次長

資料についてご説明いたします。農政資料1ページをお開きください。第22期農業委員が平成29年5月8日に提出

した意見書の内容を順番に記載し、それぞれの内容の下に意見書を提出してからの進捗状況を記載しております。例えば、1 ページは、テーマ1、担い手の確保と育成についてでございます。現在の新居浜市の状況は農業従事者の高齢化、農業従事者の減少による担い手不足等により深刻な状態が続き、農地の減少が進む大きな原因となっている。このため、担い手の育成と確保は急務であり、具体的にこうする必要があると、(1) から (3) の具体的な内容を意見しております。そして、それぞれ意見した内容に対して担当課が行ったことを下にまとめております。(1) に対してであれば、農業次世代人材投資事業や認定農業者への利子補給事業を行い、それについての平成30年度の実績と今年度の見込額等を記載しております。以下、テーマの2から4についても同様です。

これを参考に、本日、皆様に話し合っていたいただきたいのが、それぞれのテーマごとの具体的な内容になります。資料でいうと赤字の部分です。前回の意見と進捗状況、現状をふまえて第23期としての意見書の土台を考えていただきたいと思えます。本日は、4班に分けさせていただきましたので、1班はテーマ1の「担い手の確保と育成」、2班は「地産地消の推進と食育の充実」、3班は「有害鳥獣対策支援策の強化」、4班は「計画的な農業生産基盤整備の実施」について話し合いをお願いいたします。

また、各班で出た意見について最後に発表していただきたいと思えますので、まずは、各班で司会者と発表者を決めて話し合いを進めていただきたいと思えます。以上です。

藤田会長

ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありましたが、各班の中で意見を出していただき、最後に発表していただきたいと思えます。それでは、15分程度の時間をとりますので、話し合いを始めてください。

(協議15分後)

藤田会長

今回は皆様にいろいろ意見を出していただいて案も出てくると思います。今、どんどん話し合いをして下さっておりますが一応15時15分で一度締めさせてもらって、次の機会に同じ班の中でいろいろ協議を深めていただきたいと思います。

(協議30分後)

藤田会長

熱心に協議をしていただきありがとうございます。先程も申し上げましたように次の機会を捉えて、同じテーマで更に意見書の作成に向けて精度を高めて行っていただきたいと思います。今ある中でなかなか分かりにくいとか、内訳のことにつきましては担当課の農林水産課、学校給食課とかそれぞれありますので事務局に尋ねてもいいのですが、皆様方がそれを勉強するというのも一つですので、それぞれの担当課へ問い合わせをしていただくと、どうしてもできない時には事務局を通してそれぞれの担当課へ問い合わせをしてお手伝いをいたしますので、いずれにしても皆様方で4つのテーマについての意見書作成に向けて精度を高めていただきますようお願いをいたしたいと思います。今日はこれで協議を終了させていただきます。後、事務局の方から連絡事項がございますのでお願いします。

池田主事

毎年度送付させていただいています全国農業新聞の領収書についてですが、今年度は希望者のみとさせていただきますので希望者は帰りに事務局の方まで報告をお願いいたします。以上です。

藤田会長

ありがとうございました。

以上をもちまして、第33回新居浜市農業委員会総会を閉会いたします。

御協力ありがとうございました。

藤田事務局長

御起立ください。礼。ありがとうございました。



新居浜市農業委員会会議規則第19条第2項の規定によりここに署名する。

新居浜市農業委員会総会

会 長

委 員

委 員